

掲示文書一覧(市長分)

令和7年11月27日

種別	番号	題　名	主　管　課
規則	58	姫路市中央卸売市場管理規則の一部を改正する規則	中央卸売市場
告示	575	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	576	不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について	納税課
公告	653	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	654	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 58 号
令和 7 年 11 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市中央卸売市場管理規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市中央卸売市場管理規則の一部を改正する規則

姫路市中央卸売市場管理規則（昭和 47 年姫路市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 号中「15 日」を「25 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 32 条第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

姫路市告示第 575号

令和 7年11月27日

姫路市長 清元秀泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の名称

東 広明

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市告示第 576号

令和 7年11月27日

姫路市長 清元秀泰

不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の名称

株式会社 A n s w e r

2 送達すべき書類の名称

不動産等の最高価申込者決定通知書

姫路市公告第 653号

令和 7年11月27日

姫路市長 清元秀泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年6月5日

姫路市指令土第1-15号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市大津区真砂町18番及び19番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加古川市西神吉町宮前821番地の101

株式会社シンメン不動産

代表取締役 新免 博昭

加古川市尾上町安田130番地の7

株式会社ミライホーム

代表取締役 大廣 唯文

姫路市公告第 654号

令和 7年11月27日

姫路市長 清元秀泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年10月23日

姫路市指令土 第1-26-2号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市広畠区才字別當467番6、467番6地先里道及び467番6地先水路
並びに字堂ノ前643番、644番、643番地先里道及び643番地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市辻井一丁目1番23号

株式会社赤鹿地所

代表取締役 赤鹿 保生